

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月27日
【計算期間】	第2期（自平成20年4月29日 至平成21年4月27日）
【ファンド名】	アジア・ダブルプレミア・ファンド
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 荒尾 耿介
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-3434-6630
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

アジア・ダブルプレミア・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）は、中華圏株式マザーファンドおよびASEAN地域株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		中南米		
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア/エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアのエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき掲載しております。当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

マザーファンドでの運用を含めた当ファンドの実質的な運用の特色は、以下の通りです。

経済成長著しい「中華圏」「ASEAN地域」は、世界中から「人（ヒト）・物（モノ）・金（カネ）」が集まり、より一層社会的・経済的に繁栄し、更なる世界の投資を引きつけます。無限の可能性を秘めた若く伸び盛りのアジア株式を、中華圏の雄とASEAN地域の雄が遺憾なく運用する無類のファンドです。

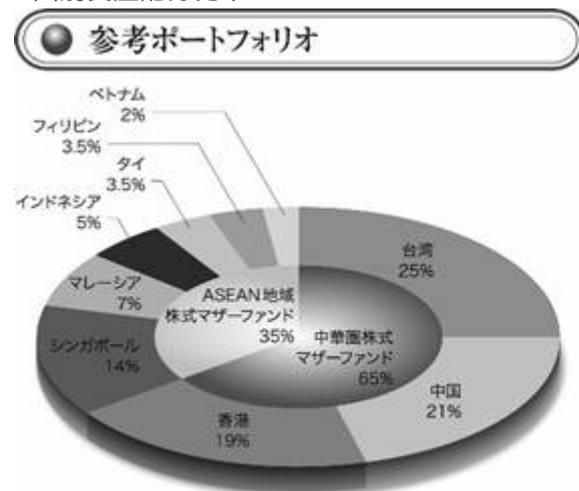
世界中の注目を集めるアジアの中でも特に高い成長を誇る「中華圏」を中心に、同地域との経済の結びつきを強める「ASEAN地域」へも投資を行います。

- ・「ASEAN」とは東南アジア諸国連合のことをいい、その加盟国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ブルネイ、ミャンマーの10カ国です。(2009年5月末日現在)

なお、2009年5月末日現在の投資対象国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピンおよびベトナムの6カ国であり、株式以外の有価証券に投資する場合があります。また、他のASEAN加盟国については、今後の証券市場および投資環境等の状況に応じて、投資対象国としていく予定です。

中国、ASEAN地域最大規模の金融グループに属する運用会社が成長性の高い銘柄を選択します。消費関連、インフラ整備など、今後高い成長が期待できるセクターに焦点を当てて投資します。原則として為替ヘッジは行いません。

< 国別資産配分比率 >



(注) 参考ポートフォリオとは、当資料作成時点でのモデルポートフォリオです。実際のポートフォリオとは異なる場合がありますのでご注意ください。

アジア・ダブルプレミア・ファンドは、ファミリー・ファンド方式にて

- ・中華圏株式マザーファンド
(投資顧問会社: 国泰君安アセット(アジア))
- ・ASEAN地域株式マザーファンド
(投資顧問会社: DBSアセットマネジメント)

の2つのマザーファンド(以下、両ファンドといいます)に投資します。

■ 両ファンドの基本構成比

- ① 中華圏: 65%(約2/3)程度
組入銘柄数 20~40銘柄程度
- ② ASEAN地域: 35%(約1/3)程度
組入銘柄数 30~50銘柄程度

■ 両ファンドの基本構成比は原則1年ごとに見直しを行います。

■ 両ファンドの基本構成比からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。

<当ファンドが注目する投資テーマ・業種>

中国とASEAN地域が、互いの結びつきを強化しながら経済成長していく過程を投資機会として捉える当ファンドでは、インフラ整備、消費関連に焦点をあてることで、世界最大規模の景気刺激策を打ち出した中国の経済再成長シナリオをより効果的に享受することにとどまらず、中国の成長で最も好影響がもたらされる地域の一つであるASEAN地域の経済メリットをも享受することが期待できます。

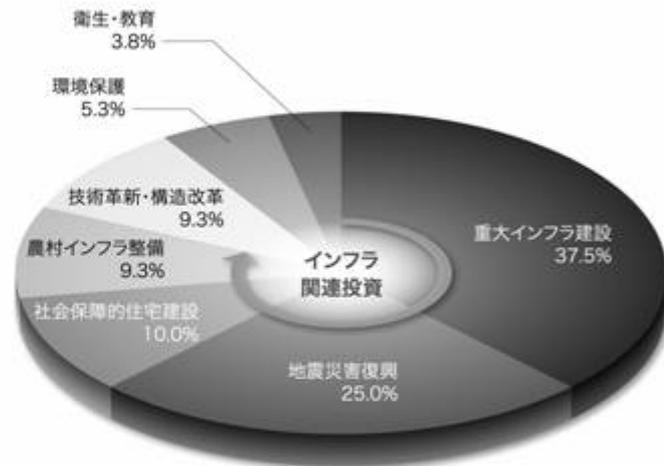
中国の景気刺激策と予想される波及効果



● インフラ関連から恩恵を受けるセクターに注目

中国の総額4兆元に及ぶ景気刺激策において、インフラ関連の占める割合は非常に高くなっています。

4兆元の景気刺激策の支出内訳



出所：2009/3/5 全人代政府活動報告より委託会社作成

● 消費の拡大から恩恵を受けるセクターに注目

中国政府は、人口の過半数を占める農村部に対する補助を強化することで、消費需要の大幅な拡大を図っています。

農村部に対する補助制度の拡充

【家電下郷】…家電製品の農村展開

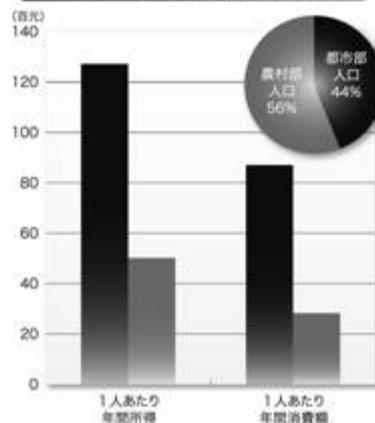
農村消費者による家電購入に対して、購入価格の13%を政府が補助する制度。2009年2月より全国で実施され、対象品目はカラーテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンなどが含まれる。

【汽車下郷】…自動車の農村展開

農業用の三輪車等を廃棄して小型車等に買い替える場合、5,000円を上限として購入価格の10%を、オートバイを購入する場合は650円を上限に13%を政府が補助する制度。また、廃棄費用の一部も負担。

出所：中国国家発展改革委員会HPより委託会社作成

中国における人口構成および家計



消費財の世帯あたり普及率

製品	都市部	農村部
パソコン	47.2%	2.7%
エアコン	87.8%	7.3%
冷蔵庫	91.8%	22.5%
洗濯機	96.8%	43.0%

左図、上図いずれも2006年数値

出所：中国国家统计局「中国統計年鑑2007」より委託会社作成

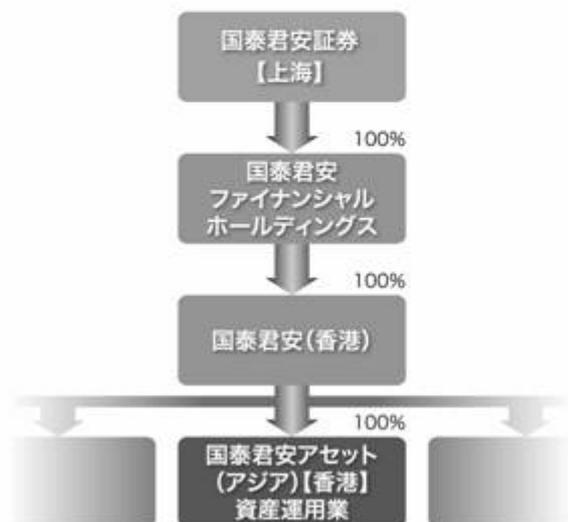
< 運用会社 >

● 国泰君安アセット(アジア) / 中華圏株式マザーファンドの投資顧問会社

◆ 銘柄選定 ◆

企業のリサーチ力で高い評価を得ている国泰君安証券グループの調査力をフルに活用

定性面・定量面両方からのアプローチによる、中華圏企業の徹底調査



※主要な関連会社のみを記載しております。

(2009年2月末現在)

◆ 運用方法 ◆

現地運用会社のメリットを最大限に活用

中国におけるマクロ経済、種々の産業における成長トレンド、投資市場の状況を分析した結果に基づき投資

国泰君安証券【上海】

中国全国に支店を有する中国有数の総合証券会社です。

香港、上海、深センにリサーチ部門の拠点を有しており、マクロ経済分析、政策分析別企業分析について高い評価を得ています。

また、中国株の中でも日本人を含む外国人に取引を開放しているB株取引に特に強みを持っています。

国泰君安アセット(アジア)【香港】

中国名: 国泰君安資産管理(亞洲)有限公司

国泰君安証券(本社: 上海)が、海外からの中国株への資金導入を目的として1995年8月に香港に設立した100%出資の運用子会社。中国有数の「国泰君安」の知名度とグループ会社のリサーチ力、大陸で培った強固なネットワークを活用した中国株式の運用に強みを持っています。

● DBS アセットマネジメント / ASEAN 地域株式マザーファンドの投資顧問会社

◆ 銘柄選定 ◆

ASEAN地域のトップクラスであるDBS銀行グループ(元 Development Bank of Singapore: シンガポール開発銀行)の子会社であるDBSアセットマネジメントがASEAN企業の銘柄を選定

◆ 運用スタイル ◆

個別企業のボトムアップ調査を中心に、トップダウンによるカンントリーアロケーションやセクター判断を加味して運用

DBS銀行

DBS銀行はシンガポールに本社を置く、アジア最大級の銀行で、16の国と地域で営業を行っています。

DBSアセットマネジメント

DBSアセットマネジメントは、DBS銀行100%出資の運用子会社です。1982年にシンガポールに設立された同社は、東南アジアで最も長い経験を有する運用会社の1つで、アジアの株式及びグローバル・アジア債券の運用に強みを持っています。

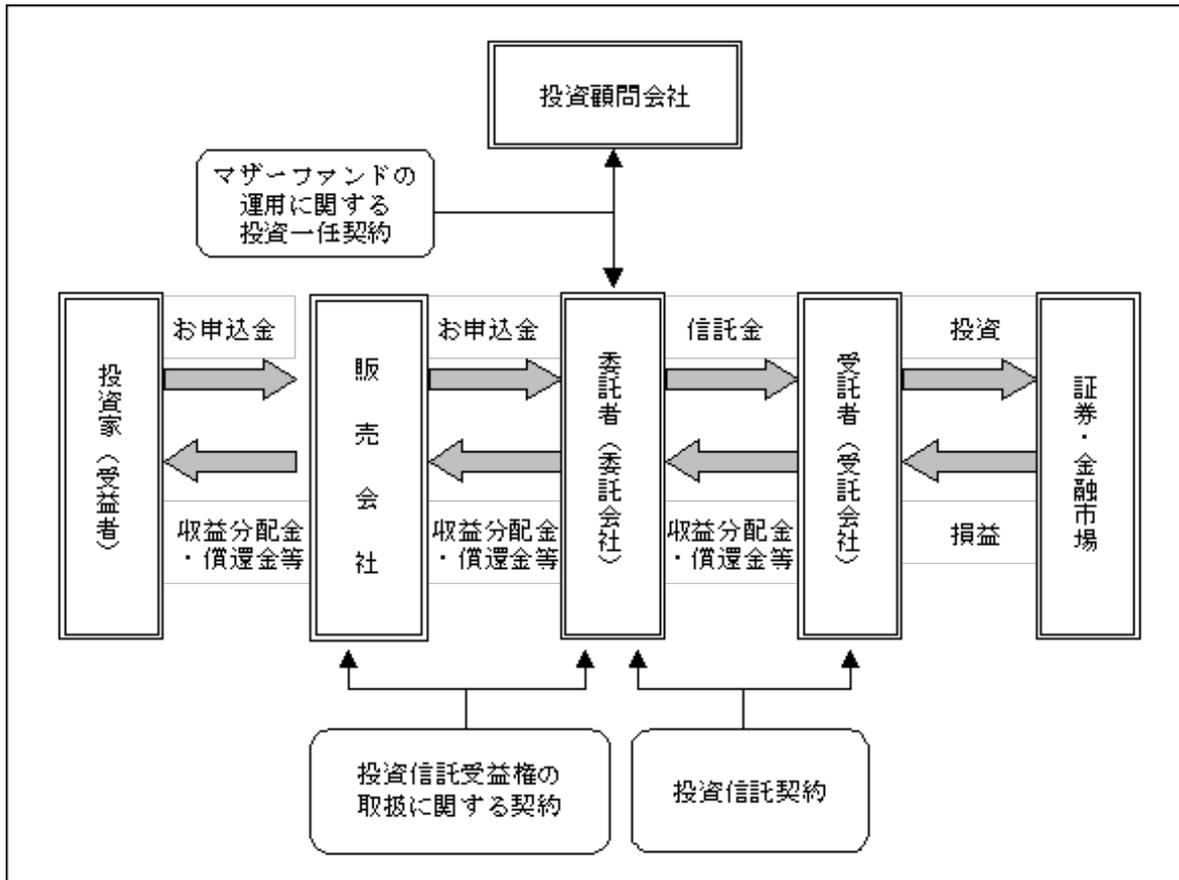
ASEAN地域における同社の拠点(グループ関係会社含む)は、同地域を広くカバーするリサーチ体制となっています。

信託限度額

信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託者(以下「受託会社」ということがあります。)と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み図

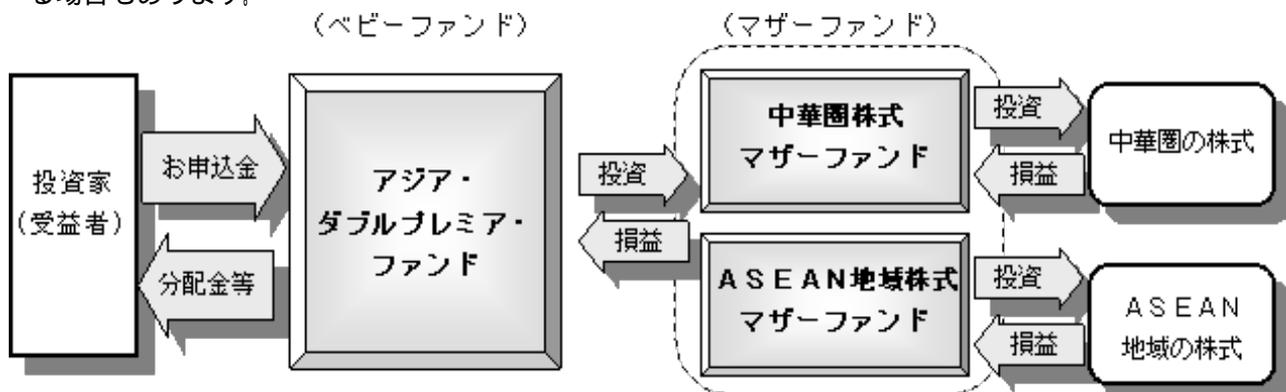


ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からご投資いただいた資金をベビーファンド（アジア・ダブルプレミア・ファンド）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（中華圏株式マザーファンドおよびASEAN地域株式マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際にはコストはかからず、また、マザーファンドの収益はすべてベビーファンドに還元されます。ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うことができます。

また、当ファンド以外のファンド（ベビーファンド）が、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合があります。



委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)投資信託約款の届出
- (2)投資信託財産の運用指図
- (3)投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4)目論見書および運用報告書の作成等

委託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

b. 受託会社

住友信託銀行株式会社

受託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)投資信託財産の保管・管理・計算
- (2)委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

c. 販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1)受益権の募集・販売の取扱い
- (2)受益権の一部解約請求の取扱い
- (3)一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4)目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託会社が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

d. 投資顧問会社

国泰君安資産管理(亞州)有限公司(「国泰君安アセット(アジア)」ということがあります。)

- ・国泰君安アセット(アジア)は、委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、委託会社より中華圏株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主として香港、上海、深?および台湾の金融商品取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

DBS Asset Management Limited(「DBSアセットマネジメント」ということがあります。)

- ・DBSアセットマネジメントは、委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、委託会社よりASEAN地域株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主としてASEAN地域の金融商品取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

なお、投資顧問会社は変更される場合があります。

委託会社の概況

a. 資本金

平成21年3月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成9年12月1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年4月1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年7月1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

平成21年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a. 中華圏株式マザーファンドを通じて、香港、上海、深?および台湾の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏（中国・香港・台湾・マカオ）を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- b. A S E A N地域株式マザーファンドを通じて、A S E A N地域の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がA S E A N地域を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- c. 各マザーファンドの受益証券の組入比率は、概ね以下の比率を基本とします。

・中華圏株式マザーファンド受益証券	65%程度
・A S E A N地域株式マザーファンド受益証券	35%程度

なお、資産配分は原則1年ごとに見直しを行います。また、上記基本組入比率からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。
- d. 銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- e. 株式の実質組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
- f. 実質外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- g. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）【投資対象】

中華圏株式マザーファンドおよびA S E A N地域株式マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とします。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1)有価証券
 - (2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限りません。）
 - (3)金銭債権
 - (4)約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1)為替手形

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- f. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - g. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - h. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - i. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - j. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - k. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 - l. コマーシャル・ペーパー
 - m. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
 - n. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - o. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - p. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - q. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - r. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - s. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - t. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - u. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、aの証券およびnならびにsの証券または証書のうちaの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、bからgまでの証券およびnならびにsの証券または証書のうちbからgまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、oおよびpの証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ。)により運用することを指図することができます。

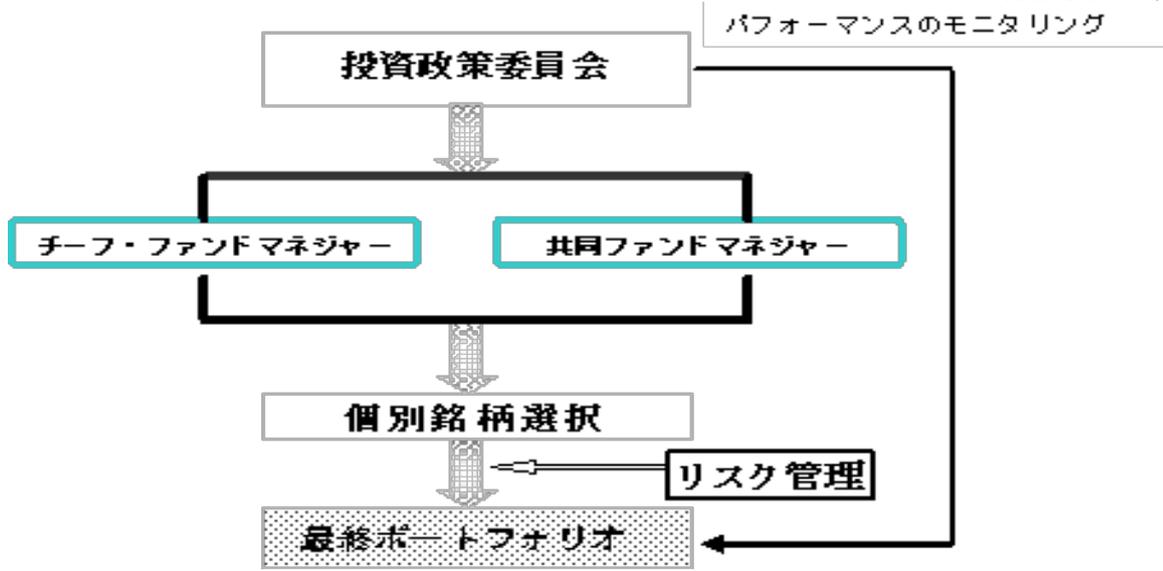
- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

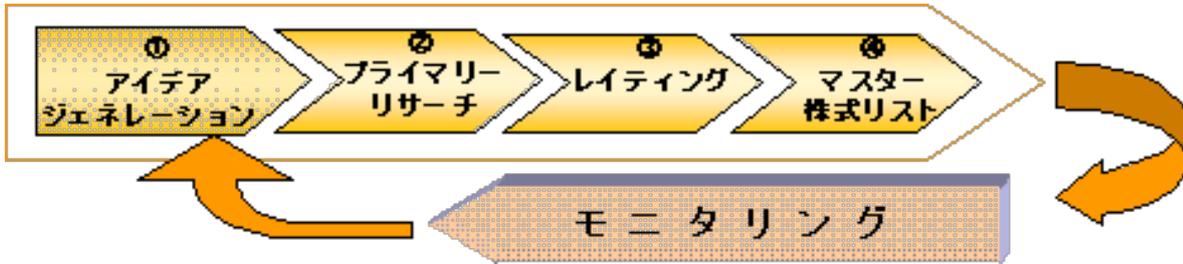
(3) 【運用体制】

ファンド運用の委託に関する契約先の各投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

国泰君安アセット(アジア)



DBSアセットマネジメント



アイデアジェネレーション

収集したデータ、財務データ等によるスクリーニングから、有望な企業をピックアップ。

プライマリリサーチ

で選ばれた企業に対して独自の調査を実施し、収益モデルを作成する。

レイティング

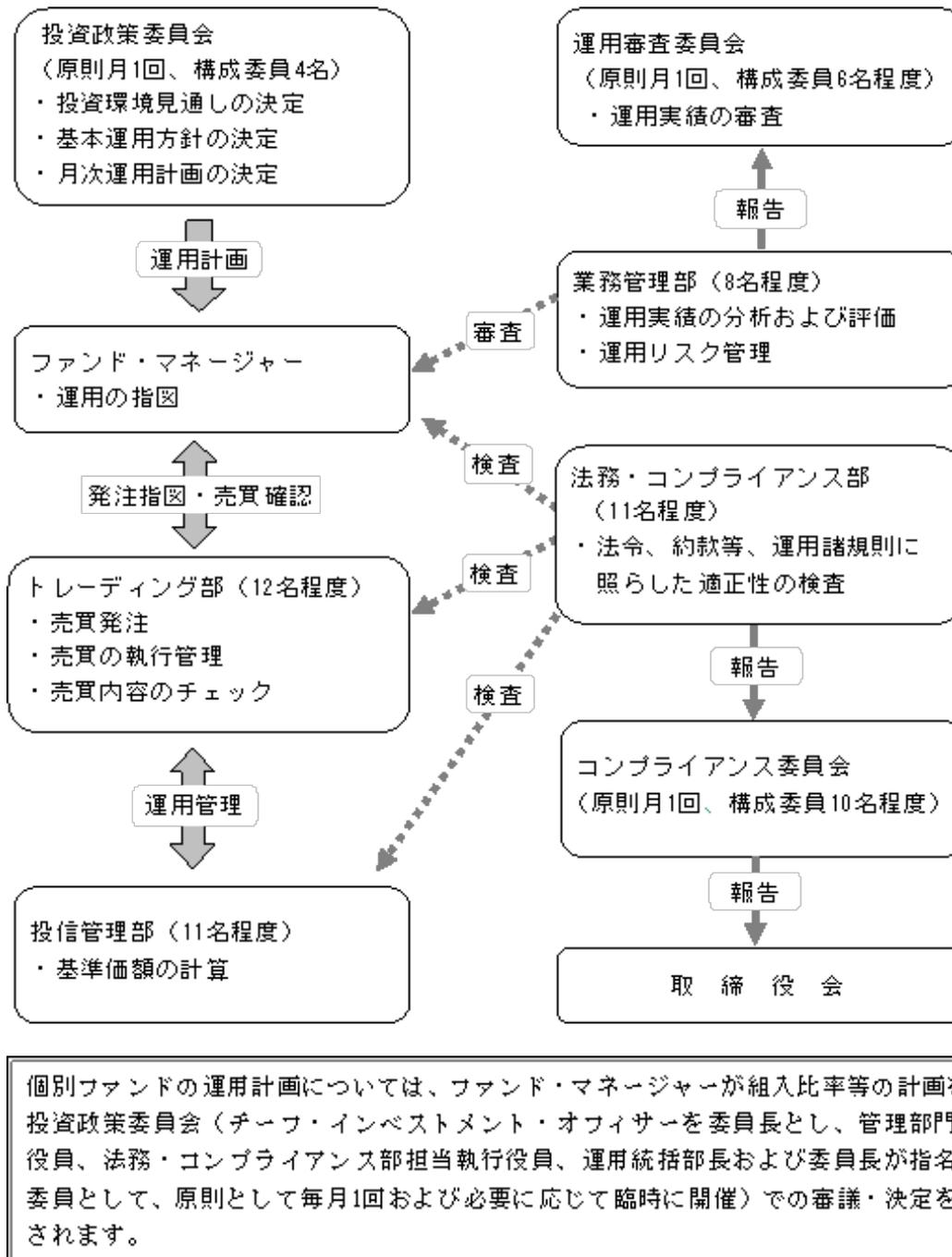
の調査企業について、ビジネスモデルが成長性・安定性維持出来るかの吟味、ROE、成長性、利益率、バリュエーション相対評価および絶対評価によるレイティングを付与。

マスター株式リスト

レイティングが付与された銘柄中心にポートフォリオマネージャーが投資可能なマスター株式リストを作成。

ポートフォリオはマスター株式リストの中からレイティングが高い銘柄中心に構築される。

委託会社における運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

ファンドの運用体制等は平成21年5月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算日（毎年4月27日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびみなし配当等収益を含みます。）および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「自動継続投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、各マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額に各マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- e . 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- f . (1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1.投資信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売り出しにより取得する株券
 - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- g . (1)委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (2)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h . (1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- i . 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- j . (1)委託会社は投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の

10%を超えないこととします。

- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

上記の a および e における「実質投資割合」とは、当ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの投資信託財産に属する各資産の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。

上記の b から d および i における投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に、各マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および関係法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

（1）投資方針

中華圏株式マザーファンド

基本方針

当マザーファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a . 香港、上海、深?および台湾の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- b . 銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- c . 株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
- d . 価格変動リスクを低減するため、香港株式市場に上場されている株価指数先物取引等に投資する場合があります。
- e . 外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- f . 運用にあたっては、国泰君安アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- g . 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

A S E A N地域株式マザーファンド

基本方針

当マザーファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a . A S E A N地域の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がA S E A N地域を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- b . 銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対

的に割安な株式に投資します。

- c. 株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
- d. 外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- e. 運用にあたっては、D B S アセットマネジメントに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- f. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

各マザーファンド共通です。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンド投資信託約款第22条に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

委託会社（マザーファンド投資信託約款第17条に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- h. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- i. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- j. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- k. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- l. コマーシャル・ペーパー
- m. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- n. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- o. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- p. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- q. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- r. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- s. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- t. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- u. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券およびnならびにsの証券または証書のうちaの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、bからgまでの証券およびnならびにsの証券または証書のうちbからgまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、oおよびpの証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

各マザーファンド共通です。

マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限
株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (1) 投資信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
 - (2) 株式分割により取得する株券
 - (3) 有償増資により取得する株券
 - (4) 売り出しにより取得する株券
 - (5) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - (6) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- a. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- (1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（申込金額に所定の申込手数料（税込）を加えた額で、投資家が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。また、当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、主として株式に投資します。一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場が下落した場合、または当ファンドが保有する株式の価格下落等の場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。当ファンド（マザーファンドを含みます。）は原則として対円での為替ヘッジを行いませんので通貨の価格変動によって当該外貨建資産の円建の評価額は変動します。一般に外貨建資産の価格は、円高になれば下落します。外貨建資産の価格が下落した場合、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、主に中華圏およびA S E A N地域の株式に投資します。中華圏およびA S E A N地域における金融商品取引所や証券市場、会計基準および法制度等は先進国と異なることがあります。また、政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により流動性はより低くなる可能性があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、株式、公社債等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる可能性があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、公社債等にも投資することがあります。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

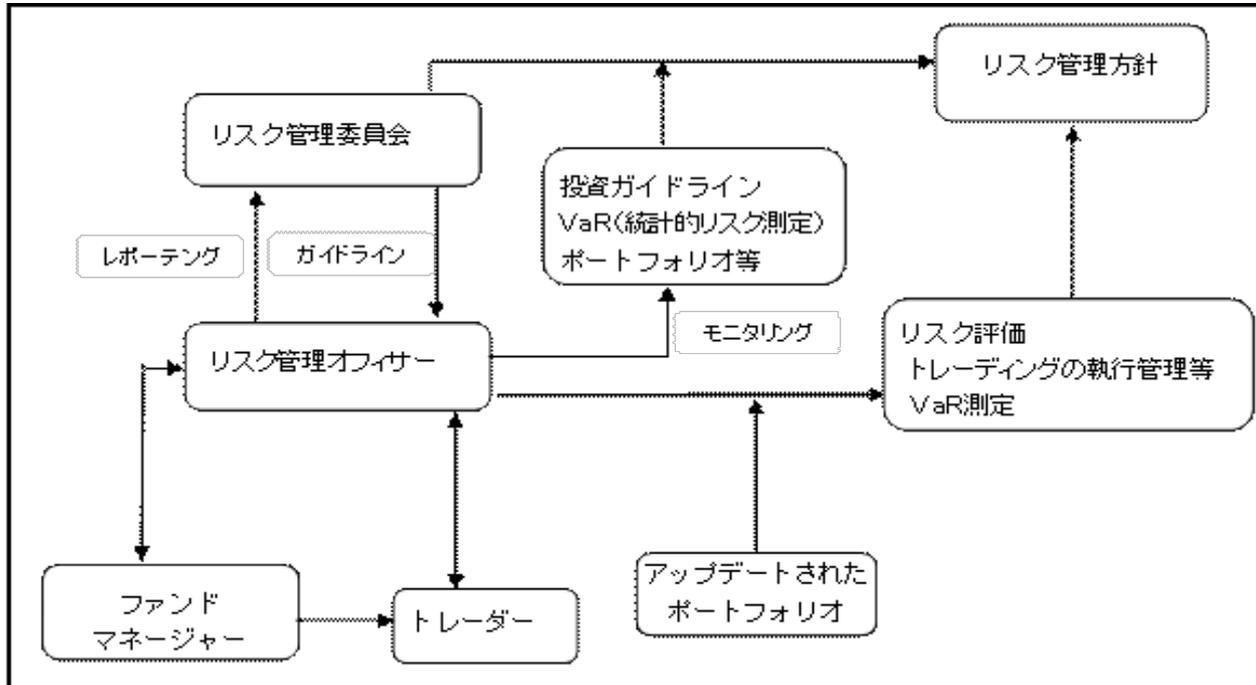
解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性があります。当ファンドの解約による資金流出のみならず、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの解約による資金流出に対応し、その解約資金を手当てするために、マザーファンドにおいて通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性もあります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

上記のほか、投資家が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資家が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

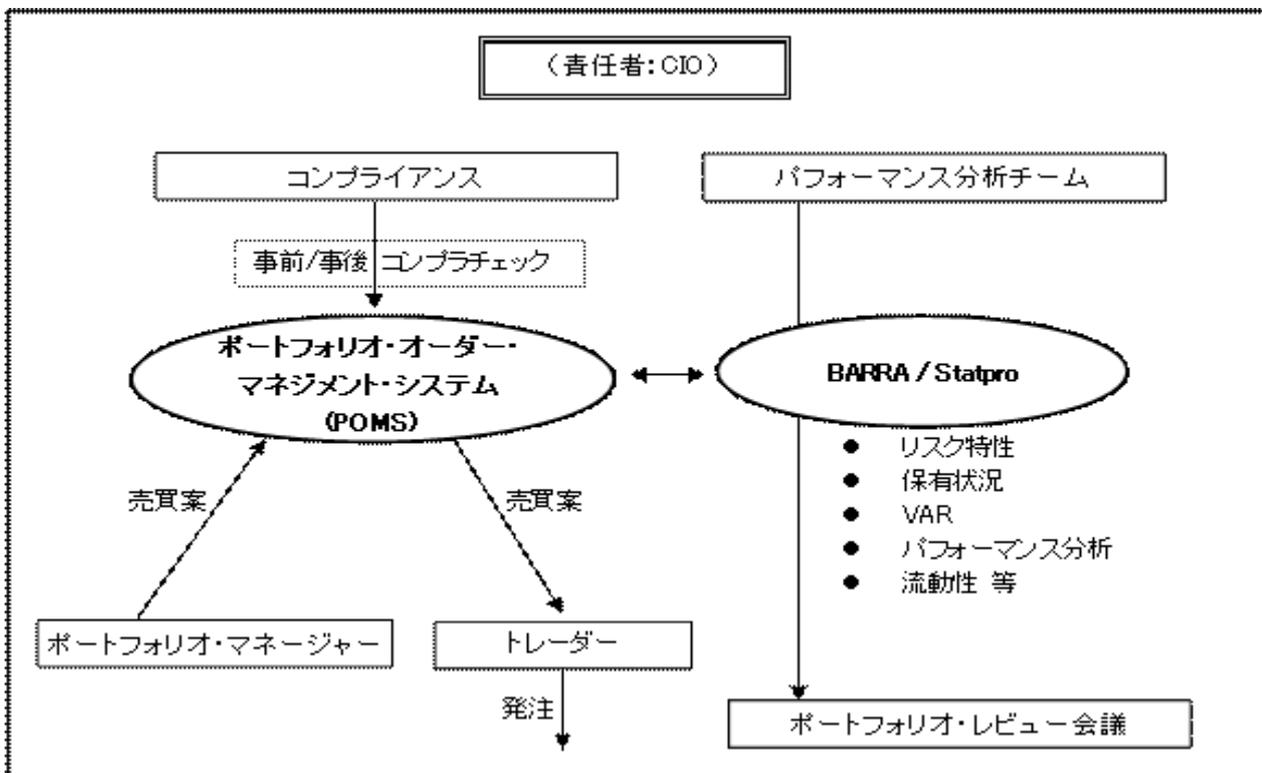
（２）投資リスクに対する管理体制

ファンド運用の委託に関する契約先の各投資顧問会社は、市場関連リスク（株価変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関し、各投資顧問会社のリスク管理体制に基づき、以下のように行っています。

国泰君安アセット（アジア）



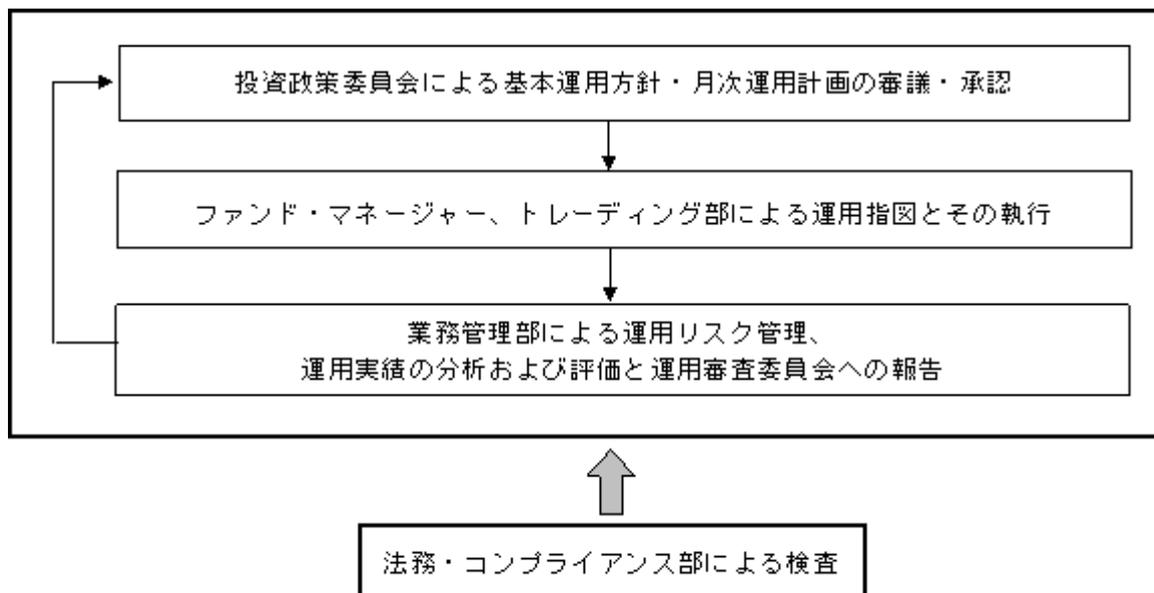
DBSアセットマネジメント



なお、委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

前述の「2 投資方針（3）運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（株価変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、投資政策委員会による審議・承認を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・投信管理部は、ファンドの基準価額の計算を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成21年5月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料（1口当たり）は、申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率（本書提出日現在の上限は3.15%（税抜3.0%）です。）を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、自動継続投資コースを選択された際ににおける収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は平日営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.9425%（税抜1.85%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社 年1.1865%（税抜1.13%）

受託会社 年0.0735%（税抜0.07%）

販売会社 年0.6825%（税抜0.65%）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（投資信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に対し、年0.65%）が含まれています。

上記の信託報酬の総額（税込）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.00735%（税抜0.007%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料および外貨建資産の保管等に要する費用、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、投資信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、投資家が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査報酬はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、一部解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成21年5月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,984	98.88
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	113	1.12
合計（純資産総額）	-	10,097	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成21年5月29日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	中華圏株式 マザーファンド	9,560,293,307	0.61472 5,876,908,081	0.68130 6,513,427,830	64.51
2	日本	親投資信託 受益証券	A S E S A N地域株式 マザーファンド	6,073,623,690	0.50292 3,054,600,649	0.57140 3,470,468,576	34.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成21年5月29日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.88
合計	98.88

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

平成21年5月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成20年4月28日現在）	14,181	14,181	0.9242	0.9242
平成20年5月末日	13,296	-	0.9117	-
平成20年6月末日	10,978	-	0.8048	-
平成20年7月末日	10,582	-	0.8068	-
平成20年8月末日	9,333	-	0.7507	-
平成20年9月末日	6,952	-	0.5923	-
平成20年10月末日	4,802	-	0.4244	-
平成20年11月末日	4,461	-	0.4032	-
平成20年12月末日	4,658	-	0.4328	-
平成21年1月末日	4,201	-	0.3983	-
平成21年2月末日	4,330	-	0.4261	-
平成21年3月末日	4,696	-	0.4759	-
第2期 計算期間 （平成21年4月27日現在）	5,294	5,294	0.5363	0.5363
平成21年4月末日	5,303	-	0.5337	-
平成21年5月末日	10,097	-	0.6236	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成20年4月28日）	0.0000
第2期 計算期間（平成21年4月27日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成19年4月27日～平成20年4月28日）	7.58
第2期 計算期間（平成20年4月29日～平成21年4月27日）	41.97

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(参考) 中華圏株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成21年5月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	中国	1,780	27.33
	台湾	1,497	22.98
	ケイマン諸島	1,248	19.16
	香港	353	5.43
	バミューダ諸島	177	2.72
	小計	5,056	77.62
投資信託受益証券	香港	29	0.44
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	1,428	21.94
合計(純資産総額)	-	6,513	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(平成21年5月29日現在)

	国/地域	種類	通貨	業種	銘柄名	数量(株)	簿価単価(現地通貨)簿価金額(円)	時価単価(現地通貨)時価金額(円)	投資比率(%)
1	中国	株式	HKドル	保険	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	950,000	27.36 323,326,409	27.75 327,949,500	5.03
2	台湾	株式	TWドル	半導体・半導体製造装置	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,630,083	50.50 243,664,807	60.40 291,432,759	4.47
3	ケイマン諸島	株式	HKドル	素材	CHINA ZHONGWANG HOLDINGS LTD	3,300,000	6.98 286,476,504	6.97 286,132,440	4.39
4	香港	株式	HKドル	不動産	GUANGZHOU INVESTMENT	12,100,000	1.12 168,586,880	1.66 249,869,840	3.84
5	中国	株式	HKドル	電気通信サービス	CHINA TELECOM CORP LTD-H	5,400,000	3.58 240,490,080	3.66 245,864,160	3.77
6	ケイマン諸島	株式	HKドル	不動産	CHINA RESOURCES LAND LTD	1,230,000	13.34 204,118,008	15.40 235,638,480	3.62
7	台湾	株式	TWドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	GEOVISION INC	453,000	139.50 187,052,760	159.50 213,870,360	3.28
8	ケイマン諸島	株式	HKドル	小売	PARKSON RETAIL GROUP LTD	1,300,000	9.54 154,280,880	11.44 185,007,680	2.84
9	台湾	株式	TWドル	銀行	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	2,900,000	19.85 170,371,106	21.40 183,697,600	2.82
10	中国	株式	HKドル	銀行	IND & COMM BK OF CHINA - H	3,000,000	4.27 159,356,400	4.81 179,509,200	2.76
11	中国	株式	HKドル	エネルギー	PETROCHINA CO LTD-H	1,650,000	6.81 139,782,060	8.71 178,781,460	2.74

12	パミューダ諸島	株式	HKドル	耐久消費財・アパレル	SKYWORTH DIGITAL HLDGS LTD	12,834,000	1.12 179,168,440	1.11 177,217,006	2.72
13	中国	株式	HKドル	素材	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	2,060,000	6.23 159,652,472	6.68 171,184,352	2.63
14	ケイマン諸島	株式	HKドル	素材	LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	1,503,600	9.21 172,272,635	8.67 162,170,477	2.49
15	中国	株式	HKドル	資本財	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	1,150,000	10.58 151,379,005	10.94 156,507,640	2.40
16	中国	株式	HKドル	運輸	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	5,757,000	2.20 157,557,576	2.17 155,409,064	2.39
17	台湾	株式	TWドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	AV TECH CORP	442,445	96.50 126,379,990	113.00 147,989,004	2.27
18	台湾	株式	TWドル	保険	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	897,750	36.55 97,125,777	52.70 140,041,818	2.15
19	ケイマン諸島	株式	HKドル	家庭用品・パーソナル用品	HENGAN INTL GROUP CO LTD	300,000	34.10 127,265,003	37.15 138,643,800	2.13
20	台湾	株式	TWドル	不動産	HUNG POO REAL ESTATE DEVELOP	933,240	30.00 82,871,712	50.00 138,119,520	2.12
21	台湾	株式	TWドル	食品・生活必需品小売り	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	534,000	84.81 134,051,835	84.00 132,773,760	2.04
22	ケイマン諸島	株式	HKドル	自動車・自動車部品	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	1,650,000	5.84 119,958,789	5.86 120,282,360	1.85
23	中国	株式	HKドル	銀行	CHINA MERCHANTS BANK - H	600,000	11.69 87,272,074	15.28 114,049,920	1.75
24	中国	株式	HKドル	素材	XINJIANG XINXIN MINING IND-H	2,218,000	3.15 86,914,548	4.10 113,126,872	1.74
25	香港	株式	HKドル	エネルギー	CNOOC LTD	850,000	8.75 92,522,500	9.79 103,519,460	1.59
26	中国	株式	HKドル	運輸	AIR CHINA LIMITED-H	2,200,000	4.00 109,472,000	3.78 103,451,040	1.59
27	台湾	株式	TWドル	小売	FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	1,029,000	21.95 66,856,188	33.15 100,969,596	1.55
28	台湾	株式	TWドル	各種金融	CAPITAL SECURITIES CORP	1,700,000	14.43 72,617,653	16.90 85,040,800	1.31
29	ケイマン諸島	株式	HKドル	保険	MING AN HOLDINGS CO LTD/THE	4,314,000	0.89 47,762,882	1.29 69,229,346	1.06
30	台湾	株式	TWドル	各種金融	KGI SECURITIES CO LTD	1,300,000	15.11 58,151,556	16.35 62,914,800	0.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(平成21年5月29日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	素材	11.25
株式	不動産	9.57
株式	保険	8.25
株式	銀行	7.85
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.56
株式	半導体・半導体製造装置	4.47
株式	小売	4.39
株式	エネルギー	4.33

株式	運 輸	3.97
株式	電気通信サービス	3.77
株式	耐久消費財・アパレル	2.72
株式	資 本 財	2.40
株式	各 種 金 融	2.27
株式	家庭用品・パーソナル用品	2.13
株式	食品・生活必需品小売り	2.04
株式	自動車・自動車部品	1.85
株式	食品・飲料・タバコ	0.79
	小 計	77.62
	投資信託受益証券	0.44
	合 計	78.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種（種類）の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）ASEAN地域株式マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成21年5月29日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	シンガポール	1,357	39.11
	マレーシア	594	17.12
	インドネシア	546	15.73
	タイ	427	12.29
	バミューダ諸島	54	1.56
	小計	2,978	85.81
投資証券	シンガポール	39	1.11
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	453	13.08
合計（純資産総額）	-	3,470	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出してあります。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成21年5月29日現在）

	国/ 地域	種類	通貨	業 種	銘 柄 名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	株式	Sドル	銀行	UNITED OVERSEAS BANK	167,000	12.33 136,825,192	14.32 158,887,274	4.58

2	シンガポール	株式	Sドル	銀行	DBS GROUP HOLDING	199,500	9.04 119,823,211	11.60 153,755,448	4.43
3	シンガポール	株式	Sドル	銀行	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	278,000	6.43 118,697,775	7.18 132,616,898	3.82
4	シンガポール	株式	Sドル	電気通信サービス	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	509,000	2.49 84,206,720	2.91 98,410,264	2.84
5	インドネシア	株式	インドネシアルピア	自動車・自動車部品	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	462,000	17,334.67 75,281,025	21,750.00 94,455,900	2.72
6	シンガポール	株式	Sドル	食品・生活必需品小売り	OLAM INTERNATIONAL	602,000	1.67 66,912,489	1.91 76,394,041	2.20
7	シンガポール	株式	Sドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	VENTURE CORP LTD	159,000	6.14 64,904,813	6.72 70,989,811	2.05
8	シンガポール	株式	Sドル	エネルギー	EZRA HOLDINGS LTD	811,000	1.19 64,020,395	1.30 70,047,692	2.02
9	シンガポール	株式	Sドル	資本財	KEPPEL	138,000	5.89 54,003,761	7.27 66,656,594	1.92
10	シンガポール	株式	Sドル	各種金融	SINGAPORE EXCHANGE	134,000	6.03 53,684,849	7.26 64,635,490	1.86
11	インドネシア	株式	インドネシアルピア	電気通信サービス	TELEKOMUNIKASI TBK PT	899,000	7,200.00 60,844,320	7,450.00 62,956,970	1.81
12	シンガポール	株式	Sドル	不動産	WING TAI HOLDINGS	677,000	1.01 45,495,631	1.39 62,522,033	1.80
13	シンガポール	株式	Sドル	不動産	CAPITALAND	250,000	3.66 60,741,313	3.70 61,457,000	1.77
14	インドネシア	株式	インドネシアルピア	素材	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	975,000	5,303.12 48,603,129	6,700.00 61,405,500	1.77
15	シンガポール	株式	Sドル	ソフトウェア・サービス	CSE GLOBAL LTD	1,574,000	0.54 56,046,150	0.58 60,654,405	1.75
16	シンガポール	株式	Sドル	食品・飲料・タバコ	INDOFOOD AGRI RESOURCES LTD	713,000	1.02 48,464,197	1.27 60,162,084	1.73
17	タイ	株式	T.パーツ	エネルギー	PTT PCL/FOREIGN	98,200	191.60 52,683,319	217.00 59,666,320	1.72
18	インドネシア	株式	インドネシアルピア	公益事業	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	2,234,000	2,522.02 52,961,389	2,775.00 58,273,890	1.68
19	インドネシア	株式	インドネシアルピア	エネルギー	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	571,500	9,501.32 51,042,021	10,800.00 58,018,680	1.67
20	シンガポール	株式	Sドル	資本財	SEMBCORP MARINE	300,000	2.15 42,853,800	2.89 57,603,480	1.66
21	インドネシア	株式	インドネシアルピア	資本財	UNITED TRACTORS TBK PT	577,000	7,300.00 39,593,740	10,350.00 56,136,330	1.62
22	タイ	株式	T.パーツ	エネルギー	BANPU PUBLIC CO LTD-FOR REG	62,500	276.00 48,300,000	317.00 55,475,000	1.60
23	インドネシア	株式	インドネシアルピア	銀行	BANK RAKYAT INDONESIA	967,000	6,305.31 57,314,026	6,100.00 55,447,780	1.60
24	シンガポール	株式	Sドル	不動産	CITY DEVELOPMENTS	91,000	5.83 35,248,413	9.04 54,656,202	1.57
25	タイ	株式	T.パーツ	電気通信サービス	ADVANCED INFO SERVICE-FOR RG	239,000	78.00 52,197,600	80.75 54,037,900	1.56

26	マレーシア	株式	Mリンギット	資本財	IJM CORP BHD	334,000	5.15 47,309,776	5.70 52,335,462	1.51
27	マレーシア	株式	Mリンギット	資本財	MALAYSIAN RESOURCES CORP BHD	1,436,100	1.13 44,610,580	1.31 51,716,690	1.49
28	マレーシア	株式	Mリンギット	資本財	GAMUDA BHD	719,500	2.42 47,769,289	2.60 51,425,543	1.48
29	タイ	株式	T.パーツ	不動産	LAND & HOUSES PUB - NVDR	3,606,500	4.47 45,171,799	5.05 50,995,910	1.47
30	インドネシア	株式	インドネシア ルビア	食品・飲料 ・タバコ	ASTRA AGRO LESTARI BK PT	302,000	17,920.68 50,873,230	17,750.00 50,388,700	1.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(平成21年5月29日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	銀行	20.43
株式	不動産	11.84
株式	資本財	11.48
株式	エネルギー	7.75
株式	電気通信サービス	7.36
株式	食品・飲料・タバコ	6.98
株式	素材	2.86
株式	自動車・自動車部品	2.72
株式	食品・生活必需品小売り	2.38
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.05
株式	各種金融	1.86
株式	消費者サービス	1.82
株式	ソフトウェア・サービス	1.75
株式	公益事業	1.68
株式	運輸	1.57
株式	メディア	1.29
	小計	85.81
投資証券	不動産	1.11
	合計	86.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種(種類)の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年4月27日 投資信託契約締結、当ファンドおよびマザーファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の申込を行うものとします。取得申込は、原則として毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、香港、中国、台湾およびシンガポールの金融商品取引所が休業日の場合は、取得の申込を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

申込の受付は、営業日の午後3時（国内の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、販売会社へお問い合わせください。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、香港、中国、台湾およびシンガポールの金融商品取引所の休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社までお問い合わせください。一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時（国内の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。基準価額につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は平日営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月28日から翌年4月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託契約は、後述の「投資信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資一任契約」の有効期間は、契約締結日からマザーファンドの信託終了日までですが、6ヵ月前の相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。また、一定の事由が生じた場合には、契約を解除する場合があります。
- c. 上記aおよびbの契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は「金融商品取引法」の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等に行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず「自動継続投資コース」を選択した受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託会社の指定する販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成19年4月27日から平成20年4月28日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成20年4月29日から平成21年4月27日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成19年4月27日から平成20年4月28日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成20年4月29日から平成21年4月27日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第1期計算期間（平成19年4月27日から平成20年4月28日まで）及び第2期計算期間（平成20年4月29日から平成21年4月27日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成20年4月28日現在)	第2期 (平成21年4月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	580,477
コール・ローン	391,058,360	141,339,899
親投資信託受益証券	14,046,465,603	5,230,508,730
流動資産合計	14,437,523,963	5,372,429,106
資産合計	14,437,523,963	5,372,429,106
負債の部		
流動負債		
未払解約金	80,886,684	34,456,301
未払受託者報酬	6,638,507	1,672,852
未払委託者報酬	168,808,870	42,539,291
その他未払費用	663,665	167,109
流動負債合計	256,997,726	78,835,553
負債合計	256,997,726	78,835,553
純資産の部		
元本等		
元本	15,343,057,564	9,870,789,747
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,162,531,327	4,577,196,194
(分配準備積立金)	-	105,389,554
元本等合計	14,180,526,237	5,293,593,553
純資産合計	14,180,526,237	5,293,593,553
負債純資産合計	14,437,523,963	5,372,429,106

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 (自平成19年4月27日 至平成20年4月28日)	第2期 (自平成20年4月29日 至平成21年4月27日)
営業収益		
受取利息	1,753,464	664,255
有価証券売買等損益	997,934,397	5,003,956,873
その他収益	-	550
営業収益合計	996,180,933	5,003,292,068
営業費用		
受託者報酬	13,293,824	5,422,050
委託者報酬	338,045,157	137,877,258
その他費用	1,329,025	541,855
営業費用合計	352,668,006	143,841,163
営業利益	1,348,848,939	5,147,133,231
経常利益	1,348,848,939	5,147,133,231
当期純利益	1,348,848,939	5,147,133,231
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	374,156,182	1,589,614,608
期首剰余金又は期首欠損金()	-	1,162,531,327
剰余金増加額又は欠損金減少額	745,252,171	485,973,544
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	485,973,544
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	745,252,171	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	184,778,377	343,119,788
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	184,778,377	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	343,119,788
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,162,531,327	4,577,196,194

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第1期 （自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日）	第2期 （自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休 日のため、平成19年4月27日から平成 20年4月28日までとなっております。	当ファンドの前計算期間の期末が 休日のため、当計算期間は、平成20年 4月29日から平成21年4月27日までと なっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成20年4月28日現在）	第2期 （平成21年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 15,343,057,564口	1 計算期間の末日における受益権の総数 9,870,789,747口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 1,162,531,327円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 4,577,196,194円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.9242円 （1万口当たり純資産額 9,242円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.5363円 （1万口当たり純資産額 5,363円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第1期 (自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日)	第2期 (自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（16,860,801円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は16,860,801円（1万口当たり10円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益（105,389,554円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,820,830円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は117,210,384円（1万口当たり118円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。
2 運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びA S E A N地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 75,828,183円 A S E A N地域株式マザーファンド 支払金額 40,765,723円	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びA S E A N地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 31,017,296円 A S E A N地域株式マザーファンド 支払金額 16,289,294円

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 (自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日)	第2期 (自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第1期 (自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日)	第2期 (自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)
期首元本額	- 円	15,343,057,564 円
期中追加設定元本額	20,677,799,388 円	693,265,904 円
期中一部解約元本額	5,334,741,824 円	6,165,533,721 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第1期（自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,046,465,603 円	1,236,385,805 円
合計	14,046,465,603 円	1,236,385,805 円

第2期（自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,230,508,730 円	3,707,159,784 円
合計	5,230,508,730 円	3,707,159,784 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日）

該当事項はありません。

第2期（自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成21年4月27日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	中華圏株式マザーファンド	5,921,896,544	3,509,908,081	
	ASEAN地域株式マザーファンド	3,658,517,222	1,720,600,649	
合計		9,580,413,766	5,230,508,730	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「中華圏株式マザーファンド」及び「ASEAN地域株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

中華圏株式マザーファンド**（１）貸借対照表**

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成20年4月28日現在）	（平成21年4月27日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		878,351,088	403,581,485
コール・ローン		130,948,751	63,224,964
株式		8,153,430,772	2,920,175,067
投資信託受益証券		-	27,221,760
未収入金		-	63,962,870
未収配当金		2,906,580	9,751,402
差入委託証拠金		23,394,278	21,775,478
流動資産合計		9,189,031,469	3,509,693,026
資産合計		9,189,031,469	3,509,693,026
負債の部			
流動負債			
未払金		26,879,707	-
流動負債合計		26,879,707	-
負債合計		26,879,707	-
純資産の部			
元本等			
元本		9,410,234,405	5,921,896,544
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		248,082,643	2,412,203,518
元本等合計		9,162,151,762	3,509,693,026
純資産合計		9,162,151,762	3,509,693,026
負債純資産合計		9,189,031,469	3,509,693,026

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 (自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日)	(自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額 のある有価証券についてはその最終相 場（計算日に最終相場のない場合に は、直近の日の最終相場）で評価して おります。	株式、投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額 のある有価証券についてはその最終相 場（計算日に最終相場のない場合に は、直近の日の最終相場）で評価して おります。
2 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負 債の円換算は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客電信売 買相場の仲値によって計算しており ます。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、 その金額が確定している場合には当 該金額を計上し、未だ確定していない 場合には、入金日基準で計上しており ます。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取 引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)配当株式 配当株式は原則として、配当落ち日 において、その数量に相当する発行価 額を計上しております。 (3)有価証券売買等損益及び為替差 損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成20年4月28日現在)		(平成21年4月27日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	9,410,234,405口	1 計算期間の末日における受益権の総数	5,921,896,544口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額	元本の欠損 248,082,643円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額	元本の欠損 2,412,203,518円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 0.9736円 (1万口当たり純資産額 9,736円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 0.5927円 (1万口当たり純資産額 5,927円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	対象年月日 (平成20年4月28日現在)	(平成21年4月27日現在)
期首元本額	- 円	9,410,234,405 円
期中追加設定元本額	11,357,899,687 円	- 円
期中一部解約元本額	1,947,665,282 円	3,488,337,861 円
期末元本額	9,410,234,405 円	5,921,896,544 円
元本の内訳*		
アジア・ダブルプレミア・ファンド	9,410,234,405 円	5,921,896,544 円
合計	9,410,234,405 円	5,921,896,544 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自平成19年4月27日 至平成20年4月28日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	8,153,430,772 円	143,827,515 円
合計	8,153,430,772 円	143,827,515 円

（自平成20年4月29日 至平成21年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	2,920,175,067 円	1,596,559,661 円
投資信託受益証券	27,221,760 円	5,303,605 円
合計	2,947,396,827 円	1,591,256,056 円

3 デリバティブ取引関係

（自平成19年4月27日 至平成20年4月28日）

該当事項はありません。

（自平成20年4月29日 至平成21年4月27日）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表
有価証券明細表

a . 株式

(平成21年4月27日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	AIR CHINA LIMITED-H	2,200,000	4.00	8,800,000.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	1,300,000	9.54	12,402,000.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	1,230,000	13.34	16,408,200.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	2,060,000	6.23	12,833,800.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	600,000	15.20	9,120,000.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	3,000,000	4.27	12,810,000.00	
	GUANGZHOU INVESTMENT	13,100,000	1.12	14,672,000.00	
	MING AN HOLDINGS CO LTD/THE	7,714,000	0.89	6,865,460.00	
	XINJIANG XINXIN MINING IND-H	2,218,000	3.15	6,986,700.00	
	TIANJIN BINHAI TEDA LOGI -H	610,000	0.82	500,200.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	550,000	27.50	15,125,000.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,650,000	6.81	11,236,500.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	5,400,000	3.58	19,332,000.00	
	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	5,757,000	2.20	12,665,400.00	
	CNOOC LTD	850,000	8.75	7,437,500.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	265,000	13.98	3,704,700.00	
	小計 (邦貨換算)	48,504,000		170,899,460.00 (2,137,952,245)	
台湾・ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,630,083	50.50	82,319,191.50	
	GEOVISION INC	453,000	139.50	63,193,500.00	
	AV TECH CORP	442,445	96.50	42,695,942.50	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	897,750	36.55	32,812,762.50	
	HUNG POO REAL ESTATE DEVELOP	933,240	30.00	27,997,200.00	
	FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	1,029,000	21.95	22,586,550.00	
	小計 (邦貨換算)	5,385,518		271,605,146.50 (782,222,822)	
合計 (邦貨換算)	53,889,518		(2,920,175,067)		

b . 株式以外の有価証券

(平成21年4月27日現在)

通貨	銘柄	証券数	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	ISHARES A50 CHINA TRACKER HKDET050	200,000	10.88	2,176,000.00	
	合計 (邦貨換算)	200,000		2,176,000.00 (27,221,760)	

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
----	-----	--------	------------

香港・ドル	株式	16 銘柄	60.92%	72.54%
	投資信託受益証券	1 銘柄	0.78%	0.92%
台湾・ドル	株式	6 銘柄	22.29%	26.54%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

ASEAN地域株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年4月28日現在)	(平成21年4月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		330,598,630	63,915,304
コール・ローン		52,438,139	36,137,134
株式		4,206,455,936	1,636,918,145
投資証券		224,777,873	9,753,699
その他有価証券		16,812,865	-
未収入金		36,210,646	80,131,339
未収配当金		17,618,051	12,434,025
流動資産合計		4,884,912,140	1,839,289,646
資産合計		4,884,912,140	1,839,289,646
負債の部			
流動負債			
未払金		-	118,565,796
流動負債合計		-	118,565,796
負債合計		-	118,565,796
純資産の部			
元本等			
元本		5,617,135,910	3,658,517,222
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		732,223,770	1,937,793,372
元本等合計		4,884,912,140	1,720,723,850
純資産合計		4,884,912,140	1,720,723,850
負債純資産合計		4,884,912,140	1,839,289,646

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 (自 平成19年4月27日 至 平成20年4月28日)	(自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	株式、投資証券、その他有価証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額 のある有価証券についてはその最終相 場（計算日に最終相場のない場合に は、直近の日の最終相場）で評価し ております。	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額 のある有価証券についてはその最終相 場（計算日に最終相場のない場合に は、直近の日の最終相場）で評価し ております。
2 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負 債の円換算は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客電信売 買相場の仲値によって計算しており ます。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、 その金額が確定している場合には当 該金額を計上し、未だ確定していな い場合には、入金日基準で計上して おります。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取 引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益、派生商品取 引等損益及び為替差損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成20年4月28日現在)		(平成21年4月27日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	5,617,135,910口	1 計算期間の末日における受益権の総数	3,658,517,222口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額	元本の欠損 732,223,770円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額	元本の欠損 1,937,793,372円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 0.8696円 (1万口当たり純資産額 8,696円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 0.4703円 (1万口当たり純資産額 4,703円)

（その他の注記）

1 元本の移動

対象年月日 項 目	（平成20年4月28日現在）	（平成21年4月27日現在）
期首元本額	- 円	5,617,135,910 円
期中追加設定元本額	7,809,529,678 円	22,237,047 円
期中一部解約元本額	2,192,393,768 円	1,980,855,735 円
期末元本額	5,617,135,910 円	3,658,517,222 円
元本の内訳*		
アジア・ダブルプレミア・ファンド	5,617,135,910 円	3,658,517,222 円
合計	5,617,135,910 円	3,658,517,222 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自平成19年4月27日 至平成20年4月28日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	4,206,455,936 円	32,059,186 円
投資証券	224,777,873 円	31,284,891 円
其他有価証券	16,812,865 円	6,756,593 円
合計	4,448,046,674 円	70,100,670 円

（自平成20年4月29日 至平成21年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	1,636,918,145 円	272,972,988 円
投資証券	9,753,699 円	771,953 円
合計	1,646,671,844 円	273,744,941 円

3 デリバティブ取引関係

（自平成19年4月27日 至平成20年4月28日）

該当事項はありません。

（自平成20年4月29日 至平成21年4月27日）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表
有価証券明細表
a . 株式

(平成21年4月27日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	DAIRY FARM INTL HLDGS LTD	12,600	4.86	61,236.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	69,000	2.51	173,190.00	
	小計	81,600		234,426.00	
	(邦貨換算)			(22,734,633)	
シンガポール・ドル	CITY DEVELOPMENTS	91,000	5.83	530,530.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	101,000	11.18	1,129,180.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	100,000	5.43	543,000.00	
	DBS GROUP HOLDING	199,500	9.04	1,803,480.00	
	SINGAPORE POST	275,000	0.76	209,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE	134,000	6.03	808,020.00	
	WING TAI HOLDINGS	436,000	0.84	364,060.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	44,000	10.60	466,400.00	
	TAT HONG HOLDINGS LTD	232,000	0.81	186,760.00	
	INDOFOOD AGRI RESOURCES LTD	550,000	0.94	517,000.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	509,000	2.49	1,267,410.00	
	KEPPEL LAND	222,000	1.76	390,720.00	
	OLAM INTERNATIONAL	480,000	1.63	782,400.00	
	SEMBCORP MARINE	300,000	2.15	645,000.00	
	KEPPEL	138,000	5.89	812,820.00	
	VENTURE CORP LTD	129,000	6.00	774,000.00	
	小計	3,940,500		11,229,780.00	
(邦貨換算)			(729,823,402)		
インドネシア・ルピア	TELEKOMUNIKASI TBK PT	899,000	7,200.00	6,472,800,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	577,000	7,300.00	4,212,100,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	785,500	5,000.00	3,927,500,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	231,500	15,450.00	3,576,675,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	885,500	2,325.00	2,058,787,500.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	325,000	8,600.00	2,795,000,000.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	80,000	15,850.00	1,268,000,000.00	
	小計	3,783,500		24,310,862,500.00	
(邦貨換算)			(221,228,849)		
マレーシア・リンギット	TANJONG PLC	86,700	14.10	1,222,470.00	
	BUMIPUTRA-COMMERCE HLDGS BHD	188,700	8.15	1,537,905.00	
	LAFARGE MALAYAN CEMENT BHD	283,900	4.50	1,277,550.00	
	GENTING BHD	218,600	4.88	1,066,768.00	
	IGB CORPORATION BHD	868,500	1.69	1,467,765.00	
	GAMUDA BHD	352,800	2.37	836,136.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	549,000	2.02	1,108,980.00	

	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	55,000	11.50	632,500.00	
	ASIATIC DEVELOPMENT BERHAD	262,600	4.94	1,297,244.00	
	PLUS EXPRESSWAYS BHD	283,400	3.20	906,880.00	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	229,500	4.72	1,083,240.00	
	MALAYSIAN RESOURCES CORP BHD	1,436,100	1.13	1,622,793.00	
	SUNWAY CITY BHD	280,200	2.20	616,440.00	
	KENCANA PETROLEUM BHD	327,600	1.66	543,816.00	
	小計 (邦貨換算)	5,422,600		15,220,487.00 (411,105,354)	
タイ・パーツ	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	148,700	79.00	11,747,300.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD-FOR REG	62,500	276.00	17,250,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOR REG	281,000	56.75	15,946,750.00	
	PTT PCL/FOREIGN	70,000	180.00	12,600,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	238,000	53.00	12,614,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-FOR RG	239,000	78.00	18,642,000.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	845,800	3.76	3,180,208.00	
	小計 (邦貨換算)	1,885,000		91,980,258.00 (252,025,907)	
	合計 (邦貨換算)	15,113,200		(1,636,918,145)	

b. 株式以外の有価証券

(平成21年4月27日現在)

通貨	銘柄	証券数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE IT.	112,000	1.34	150,080.00	
	合計 (邦貨換算)	112,000		150,080.00 (9,753,699)	

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 2 銘柄	1.32%	1.38%
シンガポール・ドル	株式 16 銘柄	42.41%	44.32%
	投資証券 1 銘柄	0.57%	0.59%
インドネシア・ルピア	株式 7 銘柄	12.86%	13.43%
マレーシア・リングgit	株式 14 銘柄	23.89%	24.97%
タイ・パーツ	株式 7 銘柄	14.65%	15.31%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成21年5月29日
資産総額	10,114,688,536円
負債総額	17,670,133円
純資産総額（ - ）	10,097,018,403円
発行済数量	16,190,588,355口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6236円

（参考）中華圏株式マザーファンド

	平成21年5月29日
資産総額	6,815,551,838円
負債総額	302,145,417円
純資産総額（ - ）	6,513,406,421円
発行済数量	9,560,293,307口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6813円

（参考）ASEAN地域株式マザーファンド

	平成21年5月29日
資産総額	4,007,081,309円
負債総額	536,729,184円
純資産総額（ - ）	3,470,352,125円
発行済数量	6,073,623,690口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.5714円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成19年4月27日～平成20年4月28日）	20,677,799,388	5,334,741,824
第2期 計算期間（平成20年4月29日～平成21年4月27日）	693,265,904	6,165,533,721

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成21年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において、投資環境見通し及び投資信託の基本運用方針、月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b. 運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部のトレーダーに売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・投信管理部において、ファンドの基準価額の計算を行います。
- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成21年5月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年5月末日現在、102本であり、その純資産総額の合計は923,693百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	81本	857,302百万円
単位型株式投資信託	10本	12,849百万円
追加型公社債投資信託	3本	27,012百万円
単位型公社債投資信託	8本	26,530百万円
合計	102本	923,693百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
ただし、財務諸表等規則は平成20年8月7日付の内閣府令第50号により改正されておりますが、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年3月31日現在)			第 29 期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 預金			6,725,572		5,829,598		
2. 前払金			1,159		-		
3. 前払費用			65,801		65,523		
4. 未収入金	1		-		220,024		
5. 未収委託者報酬			736,427		428,352		
6. 未収運用受託報酬			697,242		354,335		
7. 未収法人税等			-		112,284		
8. 繰延税金資産			234,631		116,549		
9. その他			561		39,351		
流動資産計			8,461,396	90.6	7,166,019		88.4
固定資産							
1. 有形固定資産	2		169,099		176,093		
(1) 建物		99,176			91,950		
(2) 器具備品		69,026			83,245		
(3) その他		897			897		
2. 無形固定資産			33,943		59,352		
(1) 電話加入権		2,862			2,862		
(2) ソフトウェア		10,669			43,843		
(3) ソフトウェア仮勘定		20,411			12,646		
3. 投資その他の資産			671,200		701,598		
(1) 投資有価証券		62,200			62,258		
(2) 関係会社株式		319,107			318,574		
(3) 長期差入保証金	1	189,903			164,953		
(4) 繰延税金資産		95,692			152,450		
(5) その他		4,296			3,361		
固定資産計			874,244	9.4	937,044		11.6
資産合計			9,335,640	100.0	8,103,063		100.0

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)			第 29 期 (平成21年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			148		5,401		
2. 未払金			673,127		193,820		
(1) 未払収益分配金		1,647			1,057		
(2) 未払償還金		42,308			8,779		
(3) 未払手数料		259,675			136,643		
(4) その他未払金	1	369,497			47,340		
3. 未払費用			230,217		202,115		
4. 未払法人税等			150,582		-		
5. 未払消費税等			41,096		-		
6. 賞与引当金			447,539		285,107		
7. 役員賞与引当金			29,994		12,500		
流動負債計			1,572,707	16.8	698,945	8.6	
固定負債							
1. 退職給付引当金			207,802		260,085		
2. 役員退職慰労引当金			-		1,062		
固定負債計			207,802	2.2	261,147	3.2	
負債合計			1,780,509	19.1	960,092	11.8	

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)			第 29 期 (平成21年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	11.8		1,100,000	13.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.0		277,667	3.4
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,864,672			2,452,537		
利益剰余金合計			6,177,462	66.2		5,765,327	71.1
株主資本合計			7,555,130	80.9		7,142,995	88.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額 金			-	-		24	0.0
評価・換算差額等合計			-	-		24	0.0
純資産合計			7,555,130	80.9		7,142,971	88.2
負債純資産合計			9,335,640	100.0		8,103,063	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬			4,526,988			3,527,956	
2. 運用受託報酬			2,608,031			1,958,445	
3. 投資助言報酬			-			6,000	
4. その他営業収益			12,523			7,500	
営業収益計			7,147,543	100.0		5,499,902	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,496,650			1,250,779	
2. 広告宣伝費			72,933			54,034	
3. 公告費			78			930	
4. 調査費			963,935			844,094	
(1) 調査費		22,235			25,992		
(2) 委託調査費		543,594			377,335		
(3) 情報機器関連費		394,241			437,919		
(4) 図書費		3,864			2,846		
5. 委託計算費			128,954			131,740	
6. 営業雑経費			155,983			140,490	
(1) 通信費		9,555			11,403		
(2) 印刷費		97,188			76,362		
(3) 協会費		8,892			9,071		
(4) 諸会費		2,315			2,624		
(5) 紹介手数料		38,031			41,027		
営業費用計			2,818,537	39.4		2,422,068	44.0
一般管理費							
1. 給料			1,362,368			1,664,410	
(1) 役員報酬		50,205			63,553		
(2) 給料・手当		1,147,782			1,469,077		
(3) 賞与		164,379			131,779		
2. 法定福利費			185,363			223,107	
3. 退職金			15,865			13,083	
4. 福利厚生費			5,032			6,273	
5. 交際費			3,922			3,083	
6. 旅費交通費			56,202			48,818	
7. 事務委託費			144,564			176,719	
8. 租税公課			25,086			18,256	
9. 不動産賃借料			165,414			173,557	
10. 退職給付費用			57,280			77,286	
11. 役員退職慰労金			3,565			-	
12. 役員退職慰労引当金繰入			-			1,062	
13. 賞与引当金繰入			447,539			285,107	
14. 役員賞与引当金繰入			29,994			12,500	

区分	注記 番号	第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)			第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
15. 固定資産減価償却費			58,516		78,460		
16. 諸経費			107,700		115,286		
一般管理費計			2,668,418	37.3	2,897,013	52.7	
営業利益			1,660,587	23.2	180,820	3.3	
営業外収益							
1. 受取配当金			1,353		1,290		
2. 受取利息			1,694		2,738		
3. 時効成立分配金・償還金			11,035		7,513		
4. その他			131		146		
営業外収益計			14,216	0.2	11,688	0.2	
営業外費用							
1. 為替差損			2,943		47,727		
2. 事務過誤損失			344		6,218		
3. その他			111		418		
営業外費用計			3,400	0.0	54,365	1.0	
経常利益			1,671,403	23.4	138,143	2.5	
特別利益							
1. 固定資産売却益	1		53		1		
2. 投資有価証券売却益			40		-		
特別利益計			94	0.0	1	0.0	
特別損失							
1. 固定資産売却損	2		1,286		23		
2. 固定資産除却損	3		76		1,158		
3. 子会社株式評価損			-		533		
4. 投資有価証券売却損			111		5		
5. 投資有価証券清算損			819		-		
特別損失計			2,294	0.0	1,720	0.0	
税引前当期純利益			1,669,203	23.4	136,424	2.5	
法人税、住民税 及び事業税			734,835		2,086		
過年度法人税等			15,447		173		
法人税等調整額			52,107		61,340		
当期純利益			971,027	13.6	72,824	1.3	

(3)【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

第28期事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,012,719
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	当事業年度変動額合計	851,952
当事業年度末残高	2,864,672	
株主資本合計	前事業年度末残高	6,703,178
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	当事業年度変動額合計	851,952
当事業年度末残高	7,555,130	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	76
	当事業年度変動額	
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	76
	当事業年度変動額合計	76
当事業年度末残高	-	
純資産合計		
純資産合計	前事業年度末残高	6,703,254
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	76
	当事業年度変動額合計	851,876
当事業年度末残高	7,555,130	

第29期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	当事業年度変動額合計	412,135
当事業年度末残高	2,452,537	
株主資本合計	前事業年度末残高	7,555,130
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	当事業年度変動額合計	412,135
当事業年度末残高	7,142,995	
評価・換算差額等		
₁ 其他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-
	当事業年度変動額	
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	24
	当事業年度変動額合計	24
当事業年度末残高	24	
純資産合計		
₂	前事業年度末残高	7,555,130
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	24
	当事業年度変動額合計	412,159
当事業年度末残高	7,142,971	

重要な会計方針

	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ27千円減少いたしております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年									
器具備品	3～15年									
建物	8～18年									
器具備品	3～15年									
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>								

	(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更いたしております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ4,854千円減少いたしております。</p>	
	<p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(企業会計審議会第一分会 平成5年6月17日)平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第16号(日本公認会計士協会会計制度委員会 平成6年1月18日)平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>

表示方法の変更

第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 前事業年度において、流動資産の未収投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た未収収益は、金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、当事業年度より未収運用受託報酬に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動資産の未収投資顧問料に含まれる未収運用受託報酬は565,223千円です。</p> <p>2. 前事業年度において、流動負債の未払法人税等として掲記されていたもののうち、法人税に相当するものは、(株)T & Dホールディングスを連結納税親会社として連結納税制度を適用したことに伴い、当事業年度よりその他未払金に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動負債の未払法人税等に含まれる法人税の金額は221,608千円です。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、営業収益の投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た収益は、当事業年度より運用受託報酬に含めて表示し、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度よりその他営業収益に含めて表示しております。なお、前事業年度の営業収益の投資顧問料に含まれる運用受託報酬は2,246,918千円、その他営業収益は12,140千円です。</p> <p>2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、法人税等として掲記されていたものは、当事業年度より法人税、住民税および事業税と表示しております。</p>	<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において、営業収益のその他営業収益として掲記されていたもののうち、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度より投資助言報酬と表示しております。なお、前事業年度の営業収益のその他営業収益に含まれる投資助言報酬は12,523千円です。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第 28 期 (平成20年 3月31日現在)	第 29 期 (平成21年 3月31日現在)
<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 流動負債 未払金 325,181千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27,525千円 器具備品 79,375千円</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産 未収入金 220,024千円 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 42,501千円 器具備品 132,848千円</p>

（損益計算書関係）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 53千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 他有形固定資産 1,286千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 76千円</p>	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 23千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 277千円 ソフトウェア仮勘定 880千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第28期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月6日 定時株主総会	普通株式	119,075	110	平成19年3月31日	平成19年6月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

第29期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

（有価証券関係）

第28期事業年度（平成20年3月31日現在）

有価証券

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）
該当事項はありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。
5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
1,729	40	111

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	319,107

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

第29期事業年度(平成21年3月31日現在)

有価証券

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(売買目的有価証券に該当する株式を除く)

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	100	58	41
	小計	100	58	41
合計		100	58	41

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
194	-	5

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	318,574

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第 28 期 (平成20年 3月31日現在)	第 29 期 (平成21年 3月31日現在)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 207,802千円 (2) 退職給付引当金 207,802千円</p> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 48,812千円 確定拠出年金への掛金支払額 8,468千円 退職給付費用 57,280千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 260,085千円 (2) 退職給付引当金 260,085千円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 66,760千円 確定拠出年金への掛金支払額 10,526千円 退職給付費用 77,286千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 同左</p>

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期（平成20年3月31日現在）	第29期（平成21年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	182,103	116,010
未払事業税	31,835	740
未払社会保険料	11,333	15,017
貯蔵品	2,834	2,144
その他	6,524	8,343
小計	234,631	142,255
（固定）		
退職給付引当金	84,554	106,261
繰越欠損金	-	36,411
子会社株式評価損	1,087	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	11,137	9,760
その他	-	16
小計	208,575	265,550
評価性引当額	112,883	113,100
繰延税金資産計	330,323	294,705
繰延税金負債		
事業税中間納付	-	25,705
繰延税金負債計	-	25,705
繰延税金資産（負債）の純額	330,323	269,000

2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第28期（平成20年3月31日現在）	第29期（平成21年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.69 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.41 %
	その他 0.48 %
	税効果会計適用後の法人税率の負担率 46.62 %

（持分法損益等）

第28期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第29期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第28期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株T&D ホール ディング ス	東京都 港区	118,595	持株 会社	直接100%	兼任3名	経営 管理	賃借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	-	長期 差入 保証金	164,903

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	太陽生命 保険(株)	東京都 港区	37,500	生命 保険業	なし	出向1名	投資顧 問業務	投資顧 問契約 (*2)	535,474	未収 運用受 託報酬	136,035
親会社 の子会 社	大同生命 保険(株)	大阪府 大阪市	75,000	生命 保険業	なし	兼任1名 出向1名	投資顧 問業務	投資顧 問契約 (*2)	446,882	未収 運用受 託報酬	106,913
								募集販 売契約 (*3)	696,506	未払 手数料	112,355

(注) 1. 上記(1)～(4)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

第29期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	147,637	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	62,500	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*2)	442,451	未収運用受託報酬	70,152
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 募集販売契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*2)	234,264	未収運用受託報酬	33,049
							募集販売契約(*3)	583,064	未払手数料	64,588

(注) 1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,979.33円	1株当たり純資産額	6,598.58円
1株当たり当期純利益金額	897.02円	1株当たり当期純利益金額	67.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	971,027	当期純利益(千円)	72,824
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	971,027	普通株式に係る当期純利益(千円)	72,824
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

出資の状況

委託会社は本書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

住友信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 287,537百万円（平成21年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 平成21年3月末日現在	事業の内容
東海東京証券株式会社	() 6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270	
浜銀TT証券株式会社	3,307	

()平成21年4月1日現在

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 平成20年12月末日現在	事業の内容
国泰君安資産管理（亞州）有限公司	500万香港ドル	有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。
DBS Asset Management Limited	6,400万 シンガポールドル	

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 投資信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分 等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の一部解約請求の取扱い
- c. 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付 等

「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年3月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年7月28日	有価証券届出書
平成20年7月28日	有価証券報告書
平成20年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年1月27日	半期報告書
平成21年1月27日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの平成20年4月29日から平成21年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 徹
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大山 修
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの平成19年4月27日から平成20年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの平成20年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 徹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大山 修
指定社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。